

令和 7 年

浦安市議会第 4 回定例会議案書

目 次

令和7年浦安市議会第4回定例会議案一覧表	・ ・ ・ ・ ・	5
議案第1号 令和7年度浦安市一般会計補正予算（第5号）	・ ・ ・ ・ ・	7
議案第2号 令和7年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	・ ・ ・ ・ ・	17
議案第3号 令和7年度浦安市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）	・ ・ ・ ・ ・	23
議案第4号 令和7年度浦安市介護保険特別会計補正予算（第1号）	・ ・ ・ ・ ・	27
議案第5号 令和7年度浦安市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	・ ・ ・ ・ ・	33
議案第6号 令和7年度浦安市下水道事業会計補正予算（第1号）	・ ・ ・ ・ ・	39
議案第7号 指定管理者の指定について（浦安市国際センターの指定管理者）	・ ・ ・ ・ ・	41
議案第8号 指定管理者の指定について（浦安市知的障がい者地域活動支援センターの指定管理者）	・ ・ ・ ・ ・	43
議案第9号 指定管理者の指定について（浦安市特別養護老人ホーム等の指定管理者）	・ ・ ・ ・ ・	45
議案第10号 契約の締結について（（仮称）消防署舞浜出張所建築工事）	・ ・ ・ ・ ・	47
議案第11号 契約の締結について（（仮称）消防署舞浜出張所電気設備工事）	・ ・ ・ ・ ・	49
議案第12号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	・ ・ ・ ・ ・	51

令和 7 年浦安市議会第 4 回定例会議案一覧表

(11月21日)

議案番号	件 名
議 案 第 1 号	令和 7 年度浦安市一般会計補正予算（第 5 号）
議 案 第 2 号	令和 7 年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議 案 第 3 号	令和 7 年度浦安市墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号）
議 案 第 4 号	令和 7 年度浦安市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議 案 第 5 号	令和 7 年度浦安市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議 案 第 6 号	令和 7 年度浦安市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
議 案 第 7 号	指定管理者の指定について（浦安市国際センターの指定管理者）
議 案 第 8 号	指定管理者の指定について（浦安市知的障がい者地域活動支援センターの指定管理者）
議 案 第 9 号	指定管理者の指定について（浦安市特別養護老人ホーム等の指定管理者）
議 案 第 10 号	契約の締結について（（仮称）消防署舞浜出張所建築工事）

議案番号	件 名
議 案 第 1 1 号	契約の締結について（（仮称）消防署舞浜出張所電気設備工事）
議 案 第 1 2 号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第1号

令和7年度浦安市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度浦安市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,844,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を87,315,950千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和7年11月21日提出

浦安市長 内田悦嗣

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は 減)

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 市税		47,508,430	2,404,530	49,912,960
	5 市民税	23,939,770	970,000	24,909,770
	10 固定資産税	22,428,650	1,434,530	23,863,180
50 国庫支出金		13,428,290	153,580	13,581,870
	5 国庫負担金	9,784,807	1,746	9,786,553
	10 国庫補助金	3,599,882	151,834	3,751,716
55 県支出金		4,719,030	△23,980	4,695,050
	10 県補助金	1,227,211	1,284	1,228,495
	15 委託金	620,063	△25,264	594,799
60 財産収入		378,840	22,950	401,790
	5 財産運用収入	378,088	22,950	401,038
65 寄附金		1,501,370	600,000	2,101,370
	5 寄附金	1,501,370	600,000	2,101,370
70 繰入金		963,750	△858,680	105,070
	5 基金繰入金	921,310	△876,050	45,260
	10 特別会計繰入金	42,440	17,370	59,810
75 繰越金		682,860	491,070	1,173,930
	5 繰越金	682,860	491,070	1,173,930
80 諸収入		1,660,450	338,830	1,999,280
	17 受託事業収入	106,581	348	106,929
	25 雑入	888,640	338,482	1,227,122

歳 入

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
85 市債		5,387,900	△284,100	5,103,800
	5 市債	5,387,900	△284,100	5,103,800
補正されなかった款項に係る額		8,240,830	-	8,240,830
歳 入 合 計		84,471,750	2,844,200	87,315,950

歳 出

(△印は 減)
(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 議会費		364,880	420	365,300
	5 議会費	364,880	420	365,300
10 総務費		9,156,360	2,853,390	12,009,750
	5 総務管理費	7,181,853	2,828,379	10,010,232
	10 徴税費	897,219	41,826	939,045
	20 選挙費	174,999	△24,162	150,837
	25 統計調査費	116,399	7,347	123,746
15 民生費		34,606,860	11,990	34,618,850
	5 社会福祉費	13,902,674	△44,005	13,858,669
	10 児童福祉費	17,400,463	43,411	17,443,874
	15 生活保護費	3,303,723	12,584	3,316,307
20 衛生費		9,563,620	1,840	9,565,460
	5 保健衛生費	3,436,349	1,840	3,438,189
30 商工費		1,742,990	290,880	2,033,870
	5 商工費	1,742,990	290,880	2,033,870
35 土木費		7,221,810	6,540	7,228,350
	20 都市計画費	3,104,327	10,638	3,114,965
	25 住宅費	188,288	△4,098	184,190
40 消防費		2,474,900	2,990	2,477,890
	5 消防費	2,474,900	2,990	2,477,890
45 教育費		14,734,980	△323,850	14,411,130
	5 教育総務費	2,888,989	△64,208	2,824,781

歳 出

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	10 小学校費	3,887,976	△363,327	3,524,649
	15 中学校費	561,669	13,500	575,169
	20 幼稚園費	1,486,781	8,292	1,495,073
	25 社会教育費	2,146,421	3,618	2,150,039
	30 保健体育費	3,763,144	78,275	3,841,419
補正されなかった款項に係る額		4,605,350	-	4,605,350
歳 出 合 計		84,471,750	2,844,200	87,315,950

第2表 継続費補正

(単位 千円)

変 更								
款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
20 衛生 費	5 保健 衛生 費	火葬設備改 修事業（斎 場）	216,002	令和6年度	108,001	199,925	令和6年度	108,001
				令和7年度	108,001		令和7年度	91,924

第3表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 総務費	5 総務管理費	文化会館管理運営費（生涯学習課）	108,379
10 総務費	10 徴税費	宿泊税導入検討事業（市民税課）	3,805
35 土木費	10 道路橋りょう費	道路防災・減災対策事業（道路整備課）	464,374
35 土木費	20 都市計画費	公園管理運営事業（みどり公園課）	32,034
35 土木費	20 都市計画費	第二東京湾岸候補道路未利用地有効活用事業（みどり公園課）	169,950

第4表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
(仮称)美浜北こども発達ステーション整備事業設計委託（障がい事業課）	令和7年度～令和8年度	37,389千円
子育て支援施設運営業務（浦安駅前）（青少年課・こども家庭支援センター）	令和7年度～令和10年度	93,657千円
健康管理システム標準化経費（自治体DX推進事業）（健康増進課・母子保健課）	令和7年度～令和12年度	1,590千円
小児初期救急診療業務従事医師紹介業務委託（健康増進課）	令和7年度～令和8年度	378千円
千鳥学校給食センター次期事業支援業務（保健体育安全課）	令和7年度～令和9年度	39,050千円

第5表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
火葬設備改修事業（斎場）	千円 72,900	普通貸借	年	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。	千円 62,000	普通貸借	年	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
各小学校エアコン更新事業（教育施設課）	1,071,000	又は 証券発行	4.0% 以内		797,800	又は 証券発行	4.0% 以内	

議案第2号

令和7年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度浦安市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107,580千円を追加し、歳入歳出予算の総額を12,528,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年11月21日提出

浦安市長 内田悦嗣

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は 減)

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 国民健康保険税		2,994,200	70,930	3,065,130
	5 国民健康保険税	2,994,200	70,930	3,065,130
25 県支出金		8,064,050	△9,350	8,054,700
	10 県負担金・補助金	8,064,050	△9,350	8,054,700
40 繰入金		1,281,470	27,520	1,308,990
	5 一般会計繰入金	1,281,470	27,520	1,308,990
45 繰越金		21,480	18,480	39,960
	5 繰越金	21,480	18,480	39,960
補正されなかった款項に係る額		59,360	-	59,360
歳 入 合 計		12,420,560	107,580	12,528,140

歳 出

(△印は 減)
(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		289,310	200	289,510
	5 総務管理費	203,815	200	204,015
10 保険給付費		7,951,050	1,500	7,952,550
	5 療養諸費	6,862,477	1,500	6,863,977
18 国民健康保険事業費 納付金		3,989,670	100,700	4,090,370
	5 医療給付費分	2,668,090	69,153	2,737,243
	10 後期高齢者支援金等 分	970,613	30,134	1,000,747
	15 介護納付金分	350,967	1,413	352,380
26 保健事業費		160,490	△4,010	156,480
	6 保健事業費	26,175	△4,010	22,165
40 諸支出金		20,010	9,190	29,200
	5 償還金及び還付加算 金	20,010	9,190	29,200
補正されなかった款項に係る額		10,030	-	10,030
歳 出 合 計		12,420,560	107,580	12,528,140

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
健康管理システム標準化経費（自治体 D X 推進事業）（国保年金課）	令和 7 年度～令和12年度	7 9 5 千円

議 案 第 3 号

令和7年度浦安市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度浦安市の墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,860千円を追加し、歳入歳出予算の総額を596,860千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月21日提出

浦安市長 内 田 悦 嗣

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は 減)

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 財産収入		1,400	460	1,860
	5 財産運用収入	1,400	460	1,860
10 繰入金		349,230	△8,170	341,060
	5 一般会計繰入金	109,615	△10,570	99,045
	10 墓地公園事業基金繰入金	239,615	2,400	242,015
15 繰越金		100	10,570	10,670
	5 繰越金	100	10,570	10,670
補正されなかった款項に係る額		243,270	-	243,270
歳 入 合 計		594,000	2,860	596,860

歳 出

(△印は 減)
(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 墓地公園事業費		414,240	2,860	417,100
	5 墓地公園事業費	414,240	2,860	417,100
補正されなかった款項に係る額		179,760	-	179,760
歳 出 合 計		594,000	2,860	596,860

議 案 第 4 号

令和7年度浦安市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度浦安市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,510千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,667,510千円とする。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月21日提出

浦安市長 内 田 悦 嗣

第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正

(△印は 減)

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,529,170	22,060	1,551,230
	5 国庫負担金	1,419,010	22,780	1,441,790
	10 国庫補助金	110,160	△720	109,440
20 県支出金		1,184,520	900	1,185,420
	5 県負担金	1,133,730	1,080	1,134,810
	15 県補助金	50,790	△180	50,610
25 支払基金交付金		2,219,400	△6,660	2,212,740
	5 支払基金交付金	2,219,400	△6,660	2,212,740
27 財産収入		6,040	120	6,160
	5 財産運用収入	6,040	120	6,160
30 繰入金		1,519,340	5,490	1,524,830
	5 一般会計繰入金	1,390,680	3,120	1,393,800
	10 基金繰入金	128,660	2,370	131,030
35 繰越金		1,000	57,600	58,600
	5 繰越金	1,000	57,600	58,600
補正されなかった款項に係る額		2,128,530	-	2,128,530
歳 入 合 計		8,588,000	79,510	8,667,510

歳 出

(△印は 減)
(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 保険給付費		7,854,640	2,700	7,857,340
	5 介護サービス等諸費	7,854,640	2,700	7,857,340
20 地域支援事業費		390,930	△1,470	389,460
	7 介護予防・生活支援 サービス事業費	336,440	△210	336,230
	8 一般介護予防事業費	18,690	△1,260	17,430
25 基金積立金		6,040	50,050	56,090
	5 基金積立金	6,040	50,050	56,090
35 諸支出金		44,440	28,230	72,670
	5 償還金及び還付加算 金	2,000	10,860	12,860
	10 繰出金	42,440	17,370	59,810
補正されなかった款項に係る額		291,950	-	291,950
歳 出 合 計		8,588,000	79,510	8,667,510

第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正

(△印は 減)

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 県支出金		-	3,840	3,840
	5 県補助金	-	3,840	3,840
10 繰入金		515,430	△121,370	394,060
	5 一般会計繰入金	515,430	△121,370	394,060
15 繰越金		500	117,530	118,030
	5 繰越金	500	117,530	118,030
補正されなかった款項に係る額		768,070	-	768,070
歳 入 合 計		1,284,000	-	1,284,000

議 案 第 5 号

令和7年度浦安市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度浦安市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,340千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,414,940千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年11月21日提出

浦安市長 内 田 悦 嗣

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は 減)

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		-	5,600	5,600
	10 国庫補助金	-	5,600	5,600
15 繰入金		290,910	△50	290,860
	5 一般会計繰入金	290,910	△50	290,860
20 繰越金		10,000	1,930	11,930
	5 繰越金	10,000	1,930	11,930
25 諸収入		8,260	1,860	10,120
	10 償還金及び還付加算金	3,920	1,860	5,780
補正されなかった款項に係る額		2,096,430	-	2,096,430
歳 入 合 計		2,405,600	9,340	2,414,940

歳 出

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		81,090	5,600	86,690
	10 徴収費	40,550	5,600	46,150
10 後期高齢者医療広域 連合納付金		2,319,590	1,880	2,321,470
	5 後期高齢者医療広域 連合納付金	2,319,590	1,880	2,321,470
15 諸支出金		3,920	1,860	5,780
	5 償還金及び還付加算 金	3,920	1,860	5,780
補正されなかった款項に係る額		1,000	-	1,000
歳 出 合 計		2,405,600	9,340	2,414,940

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
子ども・子育て支援金制度対応システム改修業務委託（国保年金課）	令和7年度～令和8年度	6, 5 4 5 千円

議案第6号

令和7年度浦安市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度浦安市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度浦安市下水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益			
	4,437,000千円	96,070千円	4,533,070千円
第3項 特別利益			
	57,010千円	96,070千円	153,080千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用			
	4,433,000千円	6,230千円	4,439,230千円
第2項 営業外費用			
	115,252千円	6,230千円	121,482千円

令和7年11月21日提出

浦安市長 内田悦嗣

議 案 第 7 号

指定管理者の指定について

浦安市国際センターの指定管理者の指定について、次のとおり行う。

令和 7 年 1 1 月 2 1 日提出

浦安市長 内 田 悦 嗣

1 管理を行わせる公の施設

浦安市国際センター

浦安市入船一丁目 2 番 1 号

2 指定管理者

東京都八王子市北野町578番地18

一般社団法人国際協力サポーターズ

代表理事 込 谷 晃

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

浦安市国際センターの指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第 8 号

指定管理者の指定について

浦安市知的障がい者地域活動支援センターの指定管理者の指定について、次のとおり行う。

令和7年11月21日提出

浦安市長 内 田 悦 嗣

1 管理を行わせる公の施設

浦安市知的障がい者地域活動支援センター

浦安市東野一丁目8番2号

2 指定管理者

市原市今富1110番地1

社会福祉法人佑啓会

理事長 里 見 吉 英

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

浦安市知的障がい者地域活動支援センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第 9 号

指定管理者の指定について

浦安市特別養護老人ホーム等の指定管理者の指定について、次のとおり行う。

令和7年11月21日提出

浦安市長 内 田 悦 嗣

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 浦安市特別養護老人ホーム
浦安市高洲九丁目3番1号
- (2) 浦安市特別養護老人ホーム老人短期入所施設
浦安市高洲九丁目3番1号
- (3) 浦安市ケアハウス
浦安市高洲九丁目3番1号
- (4) 浦安市高洲高齢者デイサービスセンター
浦安市高洲九丁目3番1号

2 指定管理者

静岡県浜松市中央区元城町218番地の26
社会福祉法人聖隷福祉事業団
理事長 青 木 善 治

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

浦安市特別養護老人ホーム等の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第 1 0 号

契約の締結について

(仮称) 消防署舞浜出張所建築工事について、次のとおり契約を締結する。

令和 7 年 1 1 月 2 1 日 提出

浦安市長 内 田 悦 嗣

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | (仮称) 消防署舞浜出張所建築工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 7 0 9 , 4 1 2 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 市原市白金町 4 丁目 57 番地
進和建設株式会社
代表取締役 伊 藤 浩 |

提 案 理 由

(仮称) 消防署舞浜出張所建築工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第 1 1 号

契約の締結について

（仮称）消防署舞浜出張所電気設備工事について、次のとおり契約を締結する。

令和 7 年 1 1 月 2 1 日 提出

浦安市長 内 田 悦 嗣

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | （仮称）消防署舞浜出張所電気設備工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 1 8 8 , 1 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 浦安市入船四丁目 1 番11号
エヌビーエスエンジニアリング株式会社
代表取締役 中 村 一 雄 |

提 案 理 由

（仮称）消防署舞浜出張所電気設備工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第 1 2 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、
千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千
葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関す
る協議について

令和 8 年 3 月 31 日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び
南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組
織する地方公共団体の数が減少すること、千葉県市町村総合事務組合の共同処
理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止すること及び千葉県市町村
総合事務組合規約の一部を改正する規約を別紙のように制定することについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公
共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 1 日提出

浦安市長 内 田 悦 嗣

提 案 理 由

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、千
葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務を一部廃止すること及び千葉県市
町村総合事務組合規約の一部改正することについて、地方自治法第 286 条第 1
項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定に
より議会の議決を求めるものである。

千葉県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合理約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第14号を次のように改める。

14 削除

別表第1中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団」を「印西地区環境整備事業組合」に、第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第2第3条第1項第14号に掲げる事務の項を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。